

土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2第1項の規定により、丸亀市綾歌町土地改良区の土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（区画整理事業）北岡地区）の換地計画について適当とする旨決定した。

その関係書類を丸亀市都市経済部土地改良課において平成22年2月3日から同月23日まで縦覧に供する。

平成22年1月29日

香川県知事 真 鍋 武 紀